



有明生活環境施設組合公告第3号

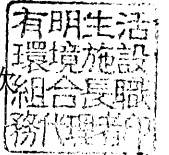
有明生活環境施設組合が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年5月17日

有明生活環境施設組合長職務代理人

有明生活環境施設組合副組合長

金子 健次



1 工事名

起工第7号 広域火葬施設機械設備工事

2 工事場所

みやま市瀬高町下庄地内

3 工事概要

建物本体の機械設備工事

空気調和設備 一式、換気設備 一式、自動制御設備 一式、

衛生器具設備 一式、給水設備 一式、排水設備 一式、給油設備 一式

4 工期

有明生活環境施設組合議会に係る契約の効力の発生の日から平成32年1月末日まで。

5 予定価格

143,309,520円（消費税8パーセント含む。）

6 最低制限価格

128,977,920円（消費税8パーセント含む。）

7 工事の発注方式

(1) この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）による共同施工方式とする。

(2) この工事の入札は、入札書を紙媒体により直接持参する方法により行うものとする。

8 問い合わせ先

〒835-0101 福岡県みやま市山川町立山1278番地

（みやま市役所 山川支所2階）

有明生活環境施設組合

TEL（直通）0944-67-1711

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する者

(1) 「柳川市の平成29年度建設工事競争入札参加資格」を有する者（建設工事入札参加資格者名簿登載者）

(2) 「みやま市の平成29年度建設工事競争入札参加資格」を有する者（競争入札参加資格者名簿登載者）

※以下、(1)及び(2)の入札参加資格者名簿を「名簿」という。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

企業体の各構成員が入札参加申込期間内において次の条件を満たすこと。ただし、(1)⑤に掲げる条件については、入札参加申込期間終了後から開札の日まで引き続き満たしていなければならない。

(1) 全ての構成員に対する条件

① 2者の組合せによる企業体で施工すること。また、出資率は、30パーセント以上であること。

② 各構成員は、当該工事に係る2以上の企業体の構成員でないこと。

③ 有明生活環境施設組合が平成30年5月17日に公告した「起工第5号 広域火葬施設建築本体工事」又は「起工第6号 広域火葬施設電気設備工事」のいずれかに一般競争入札参加申込をする者（申込をする者が企業体の場合はその構成員）でないこと。

④ 名簿に登録されている業種が管工事であること。

⑤ 柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）の規定に基づく指名停止期間中でなく、かつ、柳川市建設工事等請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等要綱（平成17年柳川市告示第8号）第10条第4号に規定する措置の期間中でないこと。

みやま市指名停止等措置要綱（平成19年みやま市告示第14号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を申請し、経営事項審査の結果が通知された者を除く。）。

⑦ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連ある建設業者でないこと。

「当該工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

福岡市博多区美野島2丁目1番31号

株式会社綜企画設計 福岡支店 支店長 古元俊治

「当該受託者と資本・人事面において関連ある建設業者」とは、次のア又はイ

に該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(2) 企業体の代表構成員に対する条件

- ① 名簿に記載している本店又は支店等の所在地が柳川市又はみやま市にあること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 結果通知日が公告日時点で直近の経営規模等評価結果通知書の管工事に係る総合評定値が、710点以上であること。また、その経営規模等評価結果通知書の審査基準日以降に会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、併せて手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書の管工事に係る総合評定値が710点以上であること。
- ④ 当該工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を工期開始日から専任で配置できること。その専任の技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加申込日以前に3か月以上あること。
- ⑤ 出資比率が構成員中最大であること。

(3) 企業体の他の構成員に対する条件

- ① 名簿に記載している本店又は支店等の所在地が柳川市又はみやま市にある者で、公告日時点で直近の管工事に係る総合評定値が710点以上であること。
- ② 建設業法の規定による管工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- ③ 当該工事に係る主任技術者を工期開始日から専任で配置できること。その専任の技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加申込日以前に3か月以上あること。

1.1 入札参加申込みの受付

入札に参加を希望する者は、必要書類を持参の上、提出すること（郵送等又は電送によるものは受け付けない。）。

(1) 受付場所

有明生活環境施設組合（みやま市役所 山川支所2階）

(2) 申込受付期間

平成30年5月18日（金）から同年6月4日（月）までの日曜日及び土曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出書類

- ① 条件付き一般競争入札参加申請書
- ② 特定建設工事共同企業体結成届

③ 配置予定技術者等調書（全構成員）

（配置予定技術者の免許等が確認できる書類、雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等）、配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号の営業所における専任の技術者でない者であることが確認できる資料（専任技術者証明書（新規・変更）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第8号）、建設業許可の更新を行っている場合は専任技術者一覧表（建設業法施行規則別記様式第1号別紙四））等を添付すること。また、資料は、写しとする。）

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申込書を提出した者は、直ちに入札辞退届を提出すること。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、適正な措置を行うことがある。

④ 建設業許可通知書の写し

⑤ 経営規模等評価結果通知書の写し（全構成員）

代表構成員、他の構成員ともに、結果通知日が公告日時点で最新のものの写し。

⑥ 特定建設工事共同企業体協定書 3部提出（2部は返却）

※特定建設工事共同企業体協定書に他の書類をとじこまないこと。

(4) 入札参加申込に関する質問及び回答

① 提出方法

質疑票に記入の上、ファクシミリにより提出。なお、送信をした場合は、電話によりファクシミリの到着確認を行うこと。

② 提出期限

平成30年5月28日（月）正午

③ 提出先 有明生活環境施設組合

ファクシミリ 0944-67-1133

電話 0944-67-1711

④ 質問回答期限 平成30年5月29日（火）16時

（ファクシミリにより回答）

(5) その他

① 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出書類は、本組合において無断で目的外使用をすることはない。

③ 提出書類は、返却しない。

入札参加の可否は、平成30年6月7日（木）までに代表構成員へ郵送により入札参加確認通知書で通知する。

1.3 入札参加できないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 入札参加できないと決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) 入札参加できないと決定された理由の説明を求める場合には、平成30年6月18日（月）までに書面（様式は自由）を提出して行わなければならない。
- (3) 書面は、持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、平成30年6月19日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) 入札参加できないと決定された理由の説明を求める書面の提出先は、有明生活環境施設組合とする。

1.4 設計図書の配布に関する期間及び場所

(1) 配布期間

平成30年5月18日（金）から同年6月4日（月）までの日曜日及び土曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(2) 配布場所

設計図書の配布場所は有明生活環境施設組合とし、CDにて無償配布する。

※工事内訳書は、参考図書として供するものである。

1.5 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 提出方法

質疑票に記入の上、ファクシミリにより提出。なお、送信をした場合は、電話によりファクシミリの到着確認を行うこと。

(2) 提出期間 平成30年6月8日（金）から同年6月18日（月）正午まで

(3) 提出先 有明生活環境施設組合

ファクシミリ 0944-67-1133

電話 0944-67-1711

(4) 質問回答期限

平成30年6月22日（金）16時（ファクシミリにより回答）

1.6 入札の提出日時、提出場所及び提出方法

(1) 提出日時

平成30年7月6日（金） 午前9時10分

(2) 提出場所

みやま市役所（本庁）西館 4階 大会議室（みやま市瀬高町小川5番地）

※有明生活環境施設組合の事務所がある山川支所ではないので、注意のこと。

(3) 提出方法

- ① 誓約書を提出し、入札書（別紙様式）を直接提出する方法で行う。
- ② 入札は代理人により行わせることができる。この場合において、入札前に必要な事項を明記した委任状（別紙様式）を提出すること。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④ 入札の執行回数は、1回とする。

1.7 工事費内訳書の提示等

- (1) 開札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提示を求める。
- (2) 工事内訳書の提示がない場合は、入札に参加できない。
- (3) 受付時に配布したCDは返却すること。

1.8 開札

- (1) 日時及び場所
入札の提出日時に、入札参加者が入札書を提出後、入札の提出場所で直ちに開札する。
- (2) 開札に立ち会うことを認められる者
開札は、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

1.9 入札保証金

免除する。

2.0 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提供すること。ただし、次の場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 有明生活環境施設組合を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券契約（保証金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。

2.1 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札

- (3) この説明書に提示した予定価格に108分の100を乗じて得た額を上回る金額の入札
- (4) この説明書に提示した最低制限価格に108分の100を乗じて得た額を下回る金額の入札
- (5) その他、有明生活環境施設組合入札心得書（以下「入札心得書」という。）に規定する入札

2.2 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

2.3 入札辞退の自由

入札参加の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、自由に入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退を理由に、本組合において、いかなる不利益な取扱いもしない。

2.4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び設計書等を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 落札者は、11(3)③の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 落札者は、有明生活環境施設組合工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第34条の規定により前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。また、約款第37条の規定により部分払を請求することができる。
- (6) その他、約款による。